

2022年度 社会技術研究開発事業 提案募集 FAQ (プログラム共通事項)

2022/5/9

項番	分類	ご質問	回答
1	研究代表者	学生やポスト研究員は研究代表者として応募できますか。	<p>研究代表者としてご提案いただく場合は、研究代表者となる提案者自らが、国内の機関に所属してプロジェクトの全実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること、研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していることなど、公募要領に記載する「提案者の要件」や「研究代表者の責務等」の内容を満たすことが必要です。</p> <p>この場合の「国内の機関に所属」とは、当該機関において、何らかの契約（雇用等）を結び、研究活動に従事している職員（雇用者；無給、有給、勤務形態を問わず）を意味しており、研究者として機関に所属していない場合は応募はできません。</p> <p>研究機関はJSTとの委託研究契約上の責任を負い、また研究者は研究機関から予算執行権限を付与されて、研究開発活動が可能となります。ご所属機関との雇用関係等にもよりますので、まずご所属機関に応募の可否をご確認ください。過去に嘱託研究員を主たる実施者として契約するように進めていたところ、研究機関側が嘱託研究員には予算執行権限が付与されていないので契約できないといった事例もありました。</p>
2	重複制限	CREST、さきがけ、ERATOなどのJSTの他事業のプログラムと同時に研究代表者として応募することは可能ですか。	<p>社会技術研究開発事業以外の、JSTの他事業（CREST、さきがけ、ERATOなど）に、研究代表者として重複して応募することはできます。ただし、採択にあたっては、不合理な重複・過度の集中や、エフォートの観点等で調整させていただく可能性があります。重複制限がかかるのは、今年度公募中の社会技術研究開発事業のプログラム、および社会技術研究開発事業においてプロジェクト推進中の研究代表者（ただし2022年度内に終了するプロジェクトを除く）のみです。</p>
3	重複制限	主たる実施者等にも重複制限がありますか。	<p>研究代表者のような重複制限は、主たる実施者やグループリーダー等についてはありませんが、公募要領の「不合理な重複・過度の集中に対する措置」にご留意ください。また、研究計画上のエフォート等に無理がないなども確認されることになります。</p>
4	研究機関	任意団体に所属しているものですが、採択されたらJSTと委託研究契約を締結して、予算配分を受けることは可能ですか。	<p>JSTとの委託研究契約を締結する機関は、原則として国内の機関ですが、「国内の機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、公募要領の「研究機関の責務等」を参照してください。</p> <p>JSTとの委託研究契約締結の前までに法人格を取得し、上記の要件を満たす場合には、実施機関としてご提案可能です。また、JSTとの委託研究契約を締結しない機関（協力機関等としてのご参加）においては上記の要件はありませんので、ご提案いただく実施体制についてご検討ください。</p>
5	研究機関	NPO法人の方が、JSTと委託研究契約を締結し予算を配分する「主たる実施者」として、プロジェクトに参画することは可能ですか。	<p>公募要領中の「研究代表者及び主たる実施者の責務等」「研究機関等の責務等」などの要件を満たす場合に可能ですので、よくご確認ください。</p> <p>なお、委託研究費のJSTから研究機関への支払いについては、当該年度の契約金額を、期中に概算払いにて研究機関に分割して支払うことを原則としていますが、委託研究契約締結前および契約期間中に行われる事務管理体制および財務状況等に係る調査・確認の結果によっては、JST指定の支払方法（精算払いを含む）となるほか、契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、委託研究費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を講じることがあります。</p> <p>また、委託研究契約締結前の指定する期日までに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制を整備し、その状況等についての報告書である両「チェックリスト」を提出する必要がありますので、ご留意ください。</p> <p>○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm ○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm</p>

6	海外機関	海外の機関に所属するメンバーもプロジェクトに参加可能ですか。	海外の機関に所属している方がプロジェクトに参加することは可能です。ただし、JSTと委託研究契約を締結し研究費を配分する「主たる実施者」として参加する場合は、公募要領中の「海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」に記載された条件を満たす必要があります。
7	実施者	研究実施者に研究代表者の研究室に所属する大学院生を含めることは可能でしょうか。	他機関に所属する研究者等や本研究に係る雇用関係のない学生を本研究に従事させる場合は、委託研究契約等で規定される事項（知的財産権の帰属、各種報告・申請義務、守秘義務等）が遵守されるよう同意書を得るなど適切に対応してください。また、その際は、公募要領の「博士課程学生の処遇の改善について」などにも留意ください。
8	研究開発費	研究開発費は、共同研究者と分けて執行することは可能でしょうか。	可能です。研究代表者や共同研究者の所属機関が、JSTとの間でそれぞれ委託研究契約を締結して研究開発費を執行していただくこともできますし、あるいは研究代表者の所属機関が、知財や機密保持等に関する取り決めに基づき、個別に他機関の共同研究者に旅費や謝金を支出するというかたちで執行していただくこともできます。
9	研究開発費	本事業では、直接経費から人件費を支出できますか。	社会技術研究開発事業を実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等（但し、主たる実施者を除く）の人件費（※）・謝金、講演依頼謝金等を支出できます。 ※大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限りPIの人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。社会技術研究開発事業における対象者の適用範囲、支出上限等の方針については、以下URLを参照してください。 https://www.jst.go.jp/ristex/funding/funding_outline/for_researcher.html また、社会技術研究開発事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。 府省共通経費取扱区分表（JST 社会技術研究開発事業） https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022_ristex_betten9.pdf
10	研究開発費	提案書に記載する「研究開発費」には、委託研究契約を締結した場合に機関に支払われる間接経費も含む金額を記載するのですか。	研究開発費は直接経費を指します。間接経費は含めません。直接経費のみを記載してください。
11	再委託	ソフトウェアの作成や調査業務などを外部企業等へ外注することは可能ですか。	プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。
12	研究倫理教育	応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。	研究代表者は研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認められませんのでご注意ください。 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（IBCITI）ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案公募ウェブページを参照してください。 https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/researchethics.html 以下URLより受講をしてください。 https://edu2.aprin.or.jp/ard/ 受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません（JSTが負担します）。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認番号（数字7桁+ARD※）を申告してください。 ※2019年8月以前に修了した場合は、Ref # から始まる番号になります。

13	研究倫理教育	研究倫理教育について、eL CoREを受講している場合は、所属機関におけるプログラムを修了しているとみなされますか。それとも改めてeAPRIN（旧CITI）ダイジェスト版の受講が必要ですか。	JSPSの研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]も、所属機関におけるプログラムを修了していると見なされます。
14	研究倫理教育	eAPRINは数年前に受講しましたが、それも有効ですか。	過去にJSTの事業参画者としてeAPRINのJST指定単元を修了されていたら、問題ございません。
15	e-Rad	e-Radの改修以降(2022年3月15日以降)、研究者情報で研究インテグリティに係る情報の入力をしていない場合は、応募前の登録が必須とのことですが、具体的な手順を教えてください。	以下の「研究インテグリティに係る情報の登録」をご確認ください。 https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/researchintegrity.html 2021年12月17日に競争的研究資金に関するガイドラインの改定に伴い、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性とエフォートを適切に確保するため、競争的研究費の公募にあたり現在の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報の提出が求められています。 これらについて、適切に所属機関に報告をしていることを確認のうえ、「誓約状況」のチェックボックスにチェックすることは必須となります。 チェックマークが入っていない場合、応募ができませんのでご注意ください。
16	e-Rad	共同研究者の方で、e-Radの研究者番号を取得していない方がいるのですが、応募できますか。	e-Radの研究者番号が提案時に必要なのは研究代表者のみです。JSTと委託研究契約を締結することになる「主たる実施者」については、採択後、本事業の委託研究契約までに取得いただけます。また、提案時は、予算額は研究代表者に全て計上してください。
17	応募採択件数等	昨年度の応募件数、採択件数等の情報は公開されていますか。	以下の昨年度の採択結果プレスリリースを参照ください。応募件数、面接件数、採択件数、採択率（パーセント）等が記載されています。 <2021年度採択結果プレスリリース> ・SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築） https://www.jst.go.jp/pr/info/info1535/index.html ・科学技術の倫理的・法制的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム ・SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（シナリオ創出フェーズ・ソリューション創出フェーズ） ・科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム https://www.jst.go.jp/pr/info/info1525/index.html

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、電子メールをお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）

企画運営室 募集担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

boshu[at]jst.go.jp

※ [at] をアットマークに変えてください。

※e-Radの操作方法に関しては下記へお問い合わせください。

e-Rad ヘルプデスク：0570-057-060（ナビダイヤル）

受付時間 9:00～18:00（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。）

【参考】

JSTでは、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等でJSTが認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下のURLにて最新の事務処理説明書を参照してください。

JST委託研究契約事務処理説明書

（大学等）<https://www.jst.go.jp/contract/ristex/2022/ristexa.html>

（企業等）<https://www.jst.go.jp/contract/ristex/2022/ristexc.html>

府省共通経費取扱区分表（JST社会技術研究開発事業）

https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022_ristex_betten9.pdf